

# 小金井市消防団員のしおり



令和5年11月

小金井市総務部地域安全課

## 目 次

はじめに	－ 1
1 消防署（常備消防）について	－ 2
2 消防団（非常備消防）について	－ 3
(1) 消防団の移り変わりとその仕組み	－ 3
(2) 消防団員の任務	－ 3
(3) 消防団員の資格	－ 4
(4) 団員の任期	－ 4
(5) 消防団員の待遇	－ 4
(6) 表彰制度	－ 4
(7) 消防団員に対する災害補償等	－ 5
(8) 学生消防団活動認証制度	－ 5
(9) 小金井市消防災害支援隊	－ 6
むすび	－ 6
別表 1～9	－ 7～17

## はじめに

消防の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減すること、あわせて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することにあります。

そして、各市町村では、それぞれ自分の地域を守ることになっており、消防署や消防団を設置しています。

小金井市も、常備消防としての小金井消防署と非常備消防としての小金井市消防団を設置しております。

消防団は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神に基づき、消防署に勤務している消防職員とは異なり、生業を持ちながら、「地域住民の生命、身体及び財産を守る」ことを使命として、火災はもちろん、地震や風水害などの災害発生時には消火活動だけでなく、警戒活動や応急救護活動なども行っています。

消防団員は市の非常勤特別職の公務員で、市の条例等に基づき市民の皆さんのご推薦をいただき、市長の承認を得て消防団長が任命しています。

団員を支えているのは、団員一人一人の旺盛な郷土愛護の念とご家族のご協力、更には市民の皆さんの暖かいご支援によるものです。

## 1 消防署（常備消防）について

常備消防は、昭和20年7月に小金井町が武蔵野消防署の管轄区域となり、昭和23年3月には国分寺町と小平町と共同し一部事務組合を結成し、北多摩中央消防組合が設立されました。

昭和35年4月には、北多摩中央消防組合を解散、東京都に消防事務を委託し、北多摩中央消防署が設立されました。その後、昭和53年11月に小平消防署の新設に伴い、北多摩中央消防署が国分寺消防署として改組され、平成10年12月に小金井消防署が開設され、現在に至ります。

小金井消防署は、本署を本町六丁目（市役所隣）に、緑町二丁目には緑町出張所が設置されています。

### 常備消防（小金井消防署現有勢力）

令和5年4月現在

事 項 別		規 模	備 考
署 所 の 数		2 か所	
実 数		1 4 2 人	本署 1 0 3 人・出張所 3 9 人
車 両	ポ ン プ 車	6 台	本署 3 台・出張所 3 台
	は し ご 車	1 台	本署
	救 急 車	4 台	本署 3 台・出張所 1 台
	指 揮 隊 車	1 台	本署
	広 報 車 等	5 台	本署

※ 車両については、予備車両を含む。

## 2 消防団（非常備消防）について

消防団は、常備消防の消防署と共に、市民の生命、身体及び財産の保護の任務に当たるために、消防組織法及び市の条例に基づき設置されています。

### (1) 消防団の移り変わりとその仕組み

消防団の歴史は古く、明治26年に小金井村消防組として7部212名で発足、その後、部の増設により10部313名となりました。

昭和14年4月に警防団令の施行に伴い消防組を改組し、「小金井町警防団」となり、定数386名としました。

昭和22年4月に消防団令が公布され、「小金井町消防団」となり、定数を257名としました。

その後、徐々に定数が縮小され、昭和29年10月に分団統合計画が策定され、それと同時に機動力を強化するため機械化が促進され、少数精鋭化が図られました。

そして、昭和32年11月に統合が完了し、現在に至っています。

現在、市の消防団は、本部並びに5つの分団で組織され、条例定数83名（実員数66名）で構成しています。

分団の基本構成は、分団長1名、副分団長2名、部長1名、班長3名及び団員8名の合計15名です。

本部の現在の構成は、団の最高責任者である団長、団長を補佐する2名の副団長、そして、分団長とのパイプ役に当たる本部分団長2名です。

なお、小金井市消防団組織表は、別表9のとおりです。

### (2) 消防団員の任務

各分団には、それぞれの受持ち区域があり、分団ごとに詰所をもち、消防ポンプ自動車を1台所有しています。

通常、団員は、農業、商業又は会社員などの職業に従事しており、火災の発生を知ると各詰所に参集し、消防ポンプ自動車に乗って火災現場へ出動します。

令和4年中の市内の火災は、30件発生しておりますが、団員は火災のほか、水防、震災などの非常災害時にはもちろんのこと、別表1のような各種行事の他に、地域内の巡行広報活動や各種訓練及び地域のお祭や各種イベントの警備にも出動しています。

### (3) 消防団員の資格

消防団員の資格は、年齢 18 歳以上の者で、市内に居住、勤務または在学する方です。

この条件に該当する方の中から、市長の承認を得て団長が任命しています。

なお、小金井市においては、団員の確保に当たり、各地域で消防団員推薦委員会（市議会議員、各町会・自治会の役員、消防団員OB、後援会役員などから市長が委嘱する委員をもって構成）を設置していただき、団員のご推薦をお願いしています。

### (4) 団員の任期

団員の任期は 2 年で、改選は 4 月 1 日に行われており、直近では令和 4 年 4 月に改選が行われ、次期改選は令和 6 年 4 月となります。

### (5) 消防団員の待遇

消防団員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 5 号に列挙される特別職の非常勤職員です。

団員には、階級に応じて月額報酬と火災や訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給しております。報酬の金額は、別表 2 のとおりです。

また、年一回、団員の健康状態の把握と疾病の早期発見を目的として健康診断を実施しています。

団員への貸与品は、別表 3 のとおりです。

### (6) 表彰制度

表彰制度は、永年勤続者及び特に功労があった団員に対して、表彰規程等に従って表彰を行っています。

表彰には、個人表彰のほか分団表彰及び団表彰があり、年功あるいは功労の度合いによって異なりますが、市長、団長、消防署長、消防総監、東京都消防協会会長、日本消防協会会長、北多摩地区消防団連絡協議会会長、三多摩消防団連絡協議会会長、東京都知事、消防庁長官、総理大臣、叙勲などがあります。

なお、個人表彰は、通常、表彰状と記念章（バッジ）、分団表彰及び団表彰の場合は、主として表彰状と竿頭綬が贈られます。

(7) 消防団員に対する災害補償等

市では、団員が災害現場等での事故発生に対する災害補償や退団したときの退職報償など、次のような補償等を行っています。

ア 東京市町村総合事務組合（消防団員等公務災害補償等）

この組合には、本市をはじめ35の市町村が加入しており、団員が消防活動中に災害を受けた場合における療養補償、休業補償又は身体に障害が生じるようになったとき、死亡したときの見舞い、遺族に対する補償、その他永年勤続者に対する退職報償などの事務を共同処理しています。

別表4、別表5は、補償等の具体的なものを抜粋したものです。

イ 消防団員傷害保険

この保険には、団員全員について市が独自に加入しています。

団員が消防活動中あるいは自分の仕事等で負傷又は死亡したときには、別表6に基づき保険金が支給されます。

ウ 消防団員福祉共済制度

この制度は、消防団員が死亡又は一定の障害を受けた場合に、その家族の生活を守るための共済制度の確立を目的として、日本消防協会の自主事業として実施しています。その支給内容は別表7のようになっています。

エ 東京都市町村民交通災害共済

この共済は、39市町村で交通災害共済を構成し、市民の交通災害に関し適切な救済を行うことを目的としています。

団員については、市が独自に加入し、交通事故にあった場合には、別表8のように見舞金が支給されます。

(8) 学生消防団活動認証制度

この制度は、消防団に所属する大学生等が行った消防団活動の功績を公的に認証し、就職活動の支援を行うことを目的としています。

小金井市消防団員として1年以上継続的に活動を行った者で、①市内の大学、大学院もしくは専門学校に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者、②市内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者を対象として、消防団活動証明書を発行します。

(9) 小金井市消防災害支援隊

消防団員として4年（2期）以上経験し退職した市内在住及び在勤の方で、概ね70歳以下の方を対象とした、消防団活動を支援する組織です。

経験豊富な知識及び技術を持って退職された消防団員に『消防災害支援隊』として登録をしてもらい、大規模災害時に災害現場等で活動する消防団員を支援し、本市の消防防災体制の充実・強化を図ります。

市内に震度5強以上の地震が発生し、かつ、市内全域に被害が拡大していると予想される場合、家族等の事情が許す範囲で、最寄りの消防団詰所に参集し、消防団の後方支援・情報収集・災害活動支援の任務にあたります。

むすび

市としましては、市民の皆様の深いご理解とご協力を賜り、地域防災のリーダーとして活動する消防団をより充実したものとして発展させていきたいと念願してございます。



別表 1 主な消防行事

とき	内 容
4 月	辞令交付式（隔年） 規律訓練（隔年） 消防操法訓練（隔年）
5 月	市総合水防訓練 消防操法訓練（隔年）
6 月	操法審査会（隔年）
7 月	団員健康診断
9 月	北多摩地区消防大会
10 月	消防訓練所教官派遣訓練 上級救命講習
11 月	市総合防災訓練 秋の火災予防運動巡行広報 署隊連携震災消防訓練
12 月	通常点検訓練 団員研修会 歳末特別警戒
1 月	出初式
3 月	春の火災予防運動巡行広報
月例行事	分団長会議（分団長以上の出席）
	市内巡行（各分団毎に毎月 3 回程度を実施）

## 主な消防行事の紹介

### 出初式

消防団の1年は、出初式で始まります。多くの市民が見守るなか、優良団員の表彰や部隊操練、ポンプ車による一斉放水などが行われます。毎年、1月の第2日曜日に開催しています。



### 規律訓練

消防団員として、消防諸般の要求に適応させるための基礎をつくることを目的とし、改選年の4月に訓練を行っています。



## 水防訓練

集中豪雨などの水害に対応するために、総合水防訓練に参加し、水防活動技術の向上を図ります。毎年5月に市や消防署と合同で訓練を実施しています。



## ポンプ操法審査会

消防団活動の中心となる消防ポンプ操法について、日ごろ重ねた訓練の成果を披露します。審査会は、隔年（5～6月頃）で実施しています。



## 市総合防災訓練

毎年10月頃に市総合防災訓練に参加し、住民と一体となって総合的かつ実践的な訓練を実施しています。



## 消防署との連携訓練

各種の災害に備え、災害発生時に消防署と消防団が円滑な連携を図るため、震災消防活動訓練を行っています。



## 火災予防運動広報活動（春・秋）

春（3月1日から7日まで）と秋（11月9日から15日まで）の火災予防運動期間中に、市内全域で消防車両による広報活動を実施しています。



## 歳末特別警戒

明るい新年を迎えるために、12月29、30日の2日間にわたり、市内全域で消防車両による広報活動を実施しています。



別表2 報酬

階 級	報酬月額
団 長	39,000円
副 団 長	30,000円
分 団 長	18,000円
副分団長	15,000円
部 長	14,000円
班 長	13,000円
団 員	12,000円

種 類	支給対象者	支 給 額
火災出動報酬	水火災又は地震等の現場に出動し、その業務に従事した団員	1日につき 8,000円 ただし、出動が4時間以内の場合は、3,800円とする。
訓練出動報酬	教養訓練その他の訓練及び団長が認めた行事等に参加した団員	1件につき 3,800円
特別警戒出動報酬	火災予防又は災害等の警備警戒に出動し、その業務に従事した団員	1件につき 3,800円

別表3 貸与品

品 名	品 名	品 名
夏 制 服	防 寒 服	黒 短 靴
夏 制 帽	ウインドブレーカー	防 火 用 長 靴
冬 制 服	特 殊 防 火 衣	運 動 靴
冬 制 帽	T シ ャ ツ	皮 手 袋
夏 活 動 服	雨 衣	白 手 袋
夏アポロキャップ	防 火 帽	
冬 活 動 服	保 安 帽	
冬アポロキャップ	布 編 上 靴	

別表4 災害補償の種類と内容等

療養補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>療養が必要なとき。</u> 公務によりけがをしたり病気になったりした場合は、そのけがや病気が治るまでの間、処置や手術、入院の費用など療養に必要な費用が支給されます。</li> </ul>
休業補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>休業して給与などの収入が得られないとき。</u> 療養のために仕事ができなくなり、給与などの収入が得られないときは、その仕事ができない期間、1日につき補償基礎額の100分の60の額が支給されます。 福祉事業として休業援護金が、1日につき補償基礎額の100分の20の額が支給されます。</li> </ul>
傷病補償年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>療養を開始してから1年6か月を経過しても、その疾病が治らず別に定める傷病等級に該当するとき。</u> 負傷や疾病で療養の開始後1年6か月を経過しても、その疾病が治らず傷病等級の3級以上に該当する場合、その傷病が継続している期間、年金が支給されます。 福祉事業として疾病特別給付金、疾病特別支給金、奨学援護金、就労保育援護金に要する費用などが支給されます。</li> </ul>
障害補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>傷病が治った場合に、別に定める障害等級に該当するとき。</u> 負傷や疾病にかかり、その傷病が治ったときに一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じて年金（障害等級1～7級）か一時金（障害等級8～14級）が支給されます。 福祉事業として障害特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金、奨学援護金、就労保育援護金、外科後処置・補装後・リハビリテーション・アフターケアに要する費用などが支給されます。</li> </ul>
介護補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で療養し、介護を受けるとき。 自宅で療養し、介護を受け、一定の傷病・障害等級のうち、特定の障害に該当する場合に支給されます。</li> </ul>

<p>遺族補償 葬祭補償</p>	<p>・ <u>亡くなられたとき。</u></p> <p>不幸にして亡くなられた場合は、その遺族に対して年金か一時金（団員等の死亡当時、遺族補償年金を受ける遺族がないとき）が支給されます。</p> <p>福祉事業として遺族特別給付金、遺族特別支給金、遺族特別援護金・奨学援護金、就労保育援護金が支給されます。</p> <p>また、遺族等で葬祭を行った人に対して、階級・勤務年数等によって、費用の一部が支給されます。</p>
----------------------	---

<p>自動車等損害見舞金</p>	<p>消防団災害活動において、団員の方が使用した自家用車（原動機付自転車を含む。）に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給することによって団員の方の経済的負担を軽減することにより、活動環境の整備等を図るための事業です。</p> <p>災害発生時等に緊急に自家用車を使用した場合や、平常時にやむを得ず自家用車を消防団活動（活動場所への単なる移動手段として使用する場合は除く。）に直接使用した場合等において生じた損害を対象とし、見舞金の額は修理費の額（3万円以上の額とする。）に応じて、最高10万円まで支給します。</p>
------------------	---

<p>賞じゅつ金制度</p>	<p>消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった場合に、危険の度合いなどの一定の基準によって算出した額（3千万円を限度）が支給されます。</p>
----------------	---



別表5 退職報償金支給額表

(単位：千円)

階級	勤務年数		10年以上		15年以上		20年以上		25年以上		30年以上	
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上						
団 長	239	344	459	594	779	979						
副 団 長	229	329	429	534	709	909						
分 団 長	219	318	413	513	659	849						
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809						
部長及び班長	204	283	358	438	564	734						
団 員	200	264	334	409	519	689						

別表6 傷害保険支給額表

死亡・後遺障害保険金		10,000,000円
医療保険金	入院1日当たり	7,500円
	通院1日当たり	5,000円

別表7 福祉共済制度の給付内容

区 分	事 由	給付名称			金額（円）	
死 亡	公務・公務外	遺 族 援 護 金			1,000,000	
	公 務	弔 慰 金			23,000,000	
		弔意救済金	付 加 給 付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保 育 援 護 金			1人 250,000			
重度障害	公務・公務外	生 活 援 助 金			1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金			23,000,000	
		見舞金	付 加 給 付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保 育 援 護 金			1人 250,000			
障 害	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公 務	見舞金	付 加 給 付	3 級 ～ 6 級	1号	750,000
					2号	750,000
					3号	500,000
				7 級 ～ 9 級	1号	500,000
					2号	500,000
3号	400,000					
入 院	公務・公務外	入院見舞金（120日限度）7日以上入院で1日あたり			1日 1,500	

別表 8 東京都市町村民交通災害共済

等級	交通災害の程度	金額
1 等級	死亡	1 5 0 万円
2 等級	重度の後遺障害	1 0 0 万円
3 等級	入院日数 3 0 日以上の傷害	1 7 万円
4 等級	入院日数 1 0 日以上 3 0 日未満又は実治療日数 3 0 日以上の傷害	7 万円
5 等級	実治療日数 1 0 日以上 3 0 日未満の傷害	4 万円
6 等級	実治療日数 1 0 日未満の傷害	2 万円

別表 9 小金井市消防団組織表 ※定数 8 3 人（本部団員 8 人、分団員 7 5 人）

階級 配属	団 長		副団長		本部分団長	計	
	1 人		2 人		5 人	8 人	
階級 配属	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	市内担当区域
	第一分団	1 人	2 人	1 人	3 人	8 人	1 5 人
第二分団	1 人	2 人	1 人	3 人	8 人	1 5 人	関野町・梶野町・緑町全域
第三分団	1 人	2 人	1 人	3 人	8 人	1 5 人	本町 1 丁目 1 ～ 7 番 本町 1 丁目 1 1 ～ 1 4 番 中町・東町全域
第四分団	1 人	2 人	1 人	3 人	8 人	1 5 人	前原町・貫井南町 1 丁目、2 丁目、4 丁目、5 丁目全域 貫井南町 3 丁目 1 番、2 番
第五分団	1 人	2 人	1 人	3 人	8 人	1 5 人	桜町、貫井北町全域 貫井南町 3 丁目（1、2 番を除く。）
計	5 人	1 0 人	5 人	1 5 人	4 0 人	7 5 人	